

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	災害時における生鮮食料品等の確保
概要	災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第72条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するため特に必要があるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について、必要な指示をすることがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—